



税理士法人タックスウェイズ
税理士 後藤 勇輝 氏

『資産に関わる税務の基本』 もう誰にも聞けない相続税の基本⑦

相続税の基本の7回目です。今回は、相続税がかかる場合の具体的な計算についての最終回です。具体例を使って、どのような試算になるかをみていきます。お手元に電卓がありましたら叩きながら見て頂ければ、理解が進むと思います。

＜＜相続人・相続財産の設例＞＞

【相続内容】

被相続人（夫）、配偶者（妻）、子供（長男、長女）の家族構成で相続人が3人です。相続放棄者はいません。遺言はなく遺産分割協議で、妻は不動産とローンを取得し葬式費用を負担、長男には預金を相続することとして、長女は生命保険金を取得します。

【相続財産】

不動産は、土地付賃貸アパートを1棟（相続税評価で1億円）、預金は3,500万円、生命保険金は1,500万円、債務はアパートローン5,000万円、葬式費用は100万円でした。※小規模宅地等の特例など不動産評価については考慮していません。

＜＜計算の流れ＞＞

相続財産は、生命保険を含めると、正の財産は1億5,000万円、負の財産は5,000万円となりますので、下記の通りの計算となります。

■ $1億3,500万円 + (1,500万円 - 1,500万円生命保険非課税) - ローン5,000万円 - 100万円 (葬式費用) \rightarrow 8,400万円$ と純資産価額が算出され、ここから基礎控除を引いて、課税価格を出します。

■ $8,400万円 - (3,000万円 + 600万円 \times 3人) (基礎控除額) = 3,600万円$

この金額を各相続人の法定相続分で分け、税率を乗じると、

妻 $3,600万円 \times 1/2 \rightarrow 1,800万円 \times 15\% - 50万円 = 220万円$

子 $3,600万円 \times 1/4 \rightarrow 900万円 \times 10\% = 90万円$ (子供合計180万円)

と計算され、合計した相続税額は400万円となり、これをそれぞれが取得した財産で按分しますと、

妻 $400万円 \times 4,900 (1億 - 5,000万円 - 100万円) / 8,400 = 2,333,300円$

長男 $400万円 \times 3,500 / 8,400 = 1,666,600円$

長女 0円

という配分となり、配偶者は優遇税制で同額を軽減されゼロとなります。

∴よって、今回の納税は、長男のみ1,666,600円と計算されました。

いかがでしたでしょうか。実際には、評価金額や特例、優遇税制の適用もあり、かなり複雑になりますが、概算把握には上記のような計算で十分です。お役立て頂けましたら幸いです。

各税制度の特例の利用には一定の条件があります。資産税に詳しい各専門家（税理士・弁護士・鑑定士等）と連携してサポートしています。

【ご相談・お問い合わせ】オーナー様：相続&不動産ご相談窓口

TEL：0120-337-301 担当：苅谷